

令和7年5月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和7年5月26日

決			裁	
会 長	局 長	係 長	係	担 当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和7年5月26日（月）午後1時30分から午後1時59分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員（14人）

会 長：	1 番：	松村 孝市	会長代理：	2 番：	榎本 太
委 員：	3 番：	片野 敏彦	委 員：	4 番：	柳澤 兵庫
委 員：	5 番：	片野 賀津雄	委 員：	6 番：	川上 勝之
委 員：	7 番：	南波 雅子	委 員：	8 番：	安城 守英
委 員：	9 番：	三宅 寿晴	委 員：	10 番：	今井 輝子
委 員：	11 番：	長谷川 孝広	委 員：	12 番：	本間 浩
委 員：	13 番：	三浦 幸子	委 員：	14 番：	藤村 信広

農地利用最適化推進委員（8人）

委 員：	中条：	15 番：	高橋 一栄	委 員：	中条：	16 番：	吉村 優作
委 員：	乙	17 番：	小泉 正	委 員：	乙	18 番：	井上 優彦
委 員：	築地：	19 番：	信田 寿幸	委 員：	築地：	20 番：	水澤 幸男
委 員：	黒川：	21 番：	中川 金男	委 員：	黒川：	22 番：	中山 学

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について

第3号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、係長：小野智裕、主任：奥村正紀

7 会議の概要

議長	ただ今から、令和 7 年 5 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。 それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7 番南波雅子委員、8 番安城守英委員のお二人にお願いいたします。 次に日程第 2、諸般の報告をいたします。 事務局報告願います。
事務局	それでは、ご報告いたします。 皆様のお手元にお配りしましたのは、4 月の総会以降の行事等の内容であります。 5 月 19 日、5 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、2 班の委員の皆様は案件を審査していただきました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長	次に日程第 3、議事に入ります。 始めに、第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 1 号議案をご説明いたします。 議案書 1 ページをお願いします。 第 1 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。 1 番の案件は、住吉町地内の畑において、住宅建築のための転用で、申請面積は 1 筆 330 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 第 1 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長	第 1 号議案の事前審査結果について 10 番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いいたします。
10 番	それでは、ご報告いたします。 去る 5 月 19 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、2 班の委員 5 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。 第 1 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いいたします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

	(質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。
	(農業委員・挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 1 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案「胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 2 号議案をご説明いたします。 議案書 2 ページをお願いします。 まず、4 月総会で質問のありました譲受人の法人等の代表者氏名について記載する形式としました。 また、4 月総会の質問の中で土地改良区水利費については、促進計画の記載内容であるので、賃料に含めて精算しているというような回答をしましたが、水利費が賃料に含まれているのか促進計画にはわからないということで回答を訂正させていただきます。促進計画の中では、契約後のトラブルにならないように、特約事項として水利費をどちらが負担するのかということは記載してあります。繰り返しになりますが、その水利費のやり取りを賃料に含めているかどうかについてはわかりませんので、議案書の記載事項としておりません。 また本日の議案には再設定がありませんが、再設定の場合は前の賃料については載せる形式にさせていただきます。 以上、前回総会での質問についての回答とさせていただきます。 続きまして内容の説明に移ります。 第 2 号議案の利用権設定の 1 番から 14 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 7 件、使用貸借権を新規に設定するものが 7 件の、計 14 件であります。 1 番から 5 番は、中間管理機構と 1 年間から 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円から 22,000 円であります。 議案書 3 ページから 4 ページをお願いします。 6 番から 7 番は、中間管理機構と 1 年間から 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 15,000 円から 16,500 円であります。 8 番から 14 番は、中間管理機構と 1 年間から 11 年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。 契約期間が 1 年のものについてですが、中間管理機構との契約期間は原則 10 年以上

	となっております。昨年まで耕作していた方の離農により、それまでの契約を解約し、新たなに耕作する方への契約となったのですが、地域集積協力金の対象期間の10年が今年度耕作で終了すること、また下江端地区では令和8年度耕作に向けて地区全体での賃料や耕作者等の見直しを図ることから1年での契約となっております。 以上で利用権設定の1番から14番説明を終わります。
議長	第2号議案の利用権設定の事前審査結果について、10番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。
10番	それでは、ご報告いたします。 第2号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが7件、使用賃借権を新規に設定するものが7件の、計14件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第2号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。
6番	下江端地区の件について、全て使用賃借としたということですか。
事務局	使用賃借にしている農地もありますし、賃貸借されている農地もある。契約期間が1年間というものが先ほど説明したものである。
6番	来年度見直すから今年は無料で借りるということか。
事務局	賃貸借と使用賃借が設定されている農地の違いですが、使用賃借の農地については、令和6年度に刈り取りができなくてそのまま稲が残っている状態のため、新たな借り手が耕作の際にその処理の手間がかかるため、その部分を勘案して使用賃借という形での契約ということになっております。
4番	8番の使用賃借は何か理由があるのか。
事務局	これについては特にそういった事情があるわけではなく、お互いの話の中で、賃料0円で了解したものであります。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

	(農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 3 号議案をご説明いたします。 議案書 5 ページをお願いします。 第 3 号議案は、農業用施設用地に変更するものが 1 件であります。 1 番の案件は、羽黒地内において、酪農を営む転用予定者の飼育頭数の増加等により、新たに飼料の置き場が必要になることや、事業用の車両に加えて従業員も増えたことで駐車場についても必要となったため、飼養関係施設の用地を確保するため、申請地の田を農業用施設用地に変更するものであります。 申請地は、転用予定者の畜舎に隣接した農地であり、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと考えられます。そのため、当案件は農用地から変更を行ったとしても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれは無いものと思われ ます。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長	第 3 号議案の事前審査結果について、10 番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。
10 番	それでは、ご報告いたします。 第 3 号議案は、農業用施設用地に変更するものが 1 件であります。 1 番の案件は、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれは無いものと考えられることから、事前審査会では特に支障はないと判断し、「特に支障なし」との意見を付すことといたしました。 本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。
11 番	飼養頭数の増加とありますが、大幅な増加ですか。
事務局	飼養頭数がどれくらい増加するのかは、すみませんが把握しておりません。飼養頭数の増加に加えて、飼料の高騰もあり、ホールクロップ等の自家生産の飼料を増やしたいということから、このような形の農用地からの変更となっているところでありま

	す。 (質疑・なしの声) 議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願います。 (農業委員：挙手) 議長 全会一致と認めます。 よって、第 3 号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和 7 年 5 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。
--	--

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和7年5月26日

議 長

7 番

8 番
